

成田市企業立地奨励制度のご案内

令和3年4月1日施行

★必ず、事前にお問い合わせください。

問合せ先：成田市経済部商工振興企業立地課 電話0476(20)1622

～奨励金の対象要件及び補助額～

種 目	対象区域	要 件		補 助 額	補助期間
誘 致 奨励金 (新設)	市内全域 (豊住・野毛平・ 大栄工業団地・成 田新産業パークを 除く)	新たに 工場又は事 業所を新設 (※1※2)	投下固定資産額が 1億円(中小企業 者は5千万円)以 上かつ常用雇用者 数が10人以上	対象施設の土地、家屋及 び償却資産に係る固定 資産税(都市計画税含 む)納税に相当する金額 を限度	5年間 (※3)
	豊住工業団地 野毛平工業団地 大栄工業団地 成田新産業パーク	新たに 工場又は事 業所を新設 (※1)			
雇 用 奨励金 (新設)	市内全域 (豊住・野毛平・ 大栄工業団地・成 田新産業パークを 除く)	新たに本社を立地し、常用雇用者 数が50人以上(中小企業者は 25人以上)		市内在住正規雇用者1 人当たり10万円(市内 在住非正規雇用者1人 当たり5万円)	5年間 (※4)
再投資 奨励金 (増設)	市内全域 (豊住・野毛平・ 大栄工業団地・成 田新産業パークを 除く)	工場又は事 業所を増設 (※1※2)	投下固定資産額 10億円(中小企業 者にあっては増設 に係る操業開始日 から起算して3年 を経過する日まで に1.5億円)以上 常用雇用者数維持 すること 市内において5年 以上操業している こと	対象施設の土地、家屋及 び償却資産に係る固定 資産税(都市計画税含 む)納税に相当する金額 を限度	3年間 (※5)
	豊住工業団地 野毛平工業団地 大栄工業団地 成田新産業パーク	工場又は事 業所を増設 (※1)			

※1 大規模小売店舗、不動産賃貸業、風営法の許可・届出対象業種を除く。

※2 事業所は対象業種に限る。(次項参照)

※3 工場等が操業を開始した日の翌年の4月1日から起算して5年間。

※4 本社が操業を開始した日以降1年を経過する日から起算して5年間。
2年目以降は、市民常用雇用者が増加した分に対して支給。

※5 工場等が再投資完了後、操業を開始した日の翌年の4月1日から起算して3年間。

対象施設

- ・工場（製造業）
- ・事業所（大規模小売店舗、不動産賃貸業、風営法の許可・届出対象を除く）

新設

- ・市内に工場及び事業所を有しない者が市内に新たに工場等を設置する。（※6）
- ・市内に新たに本社を設置する。（※7）

増設

- ・市内に有する工場又は事業所を増設する。

要件

- ・法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、かつ、周辺環境に十分な配慮がされていること。
- ・市税等を完納していること。

※6 都市計画法等による制限を受けます。

※7 成田市に本社を新設する場合、すでに市内に支社等があっても適用の対象となります。ただし、既存の支社を本社に変更した場合は該当しません。

事業所を新設または増設する場合の対象業種

- ・農業（環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年生産又は計画生産が可能な栽培施設に限る。）
- ・通信業（その他の固定電気通信業に限る。）
- ・情報サービス業
- ・インターネット附随サービス業
- ・道路貨物運送業
- ・倉庫業
- ・運輸に附帯するサービス業（貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）、こん包業、通関業）
- ・飲食料品卸売業
- ・医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む。）
- ・医薬品卸売業及び医療用品卸売業
- ・学術・開発研究機関（自然科学研究所に限る。）
- ・宿泊業（旅館、ホテルに限る。）
- ・職員教育施設・支援業

★成田市の地球温暖化対策にご協力をお願いいたします

①「ゼロカーボンシティ」宣言

2020年（令和2）年11月25日の記者会見において、持続可能で地球環境にやさしいまちづくりに取り組み、豊かで多様な自然環境を将来世代につなげるため、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

② 成田市地球環境保全協定

温暖化などの地球環境問題への対策として、事業者と協定を締結し、協働して環境保全活動を実施していくため、「成田市地球環境保全協定実施要綱」を制定し、平成25年4月1日から運用を開始しております。

※詳しくは環境部環境計画課へお問い合わせください。

TEL : 0476-20-1533 FAX : 0476-22-4449 E-mail : kankei@city.narita.chiba.jp